

重要事項説明書

Important Explanation Detective Industry

探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく重要事項説明書

委任者と締結する調査委任契約の内容及びその履行に関する事項について、探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号、以下「探偵業法」という）第8条（重要事項の説明等）の規定に基づき、次の通り説明致します。
この内容は重要ですので、十分ご理解されるようお願い致します。

1、依頼者（委任者）

私は、探偵業の業務の適正化に関する法律第8条に基づく重要事項の説明を確かに受けましたので署名いたします。

説明受諾日	平成 年 月 日 []
住 所	
氏 名	⑧
連 絡 先	
連 絡 先 Mail	@

2、探偵業務に係る調査の内容、期間及び方法

- 調査の内容については、「調査委任契約書」に記載いたします。
- 調査期間については、契約締結時に定めます。但し、諸事情により変更する場合は、委任者と当社において十分な協議検討を行った上で再度定めることができるものとします。
- 調査方法については、調査委任契約書の調査指定事項並びに特記事項に記載いたします。

3、調査結果報告の方法および期限

調査報告方法	<input type="checkbox"/> 調査報告書の提出 <input type="checkbox"/> 口頭報告 <input type="checkbox"/> その他（ ）
結果報告期限	平成 年 月 日 [] ※ 但し、業務の進捗状況等によっては報告日が前後することがあります。 その場合は委任者と協議し報告期限を変更できることとします。

4、調査料金に関して

当社規定による調査料金表に基づき見積額と支払時期を下記のとおり定めます。（別添の調査料金表参照）※消費税額を含む

調 査 内 容	調査料金（見積額）	支払時期・方法
調 査 項 目	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
調査実費（経費）	内訳； 円	
成功報酬	円	
総合計見積金額（消費税含）	円	

※ 調査実費については見積であり、実際には調査の進捗状況により金額は増減する場合がありますのでご了承ください。

4、調査関係書類の処分期限

本件探偵業務に関して作成し、または取得した資料に関しての処分期限は以下のとおり定めます。

処 分 期 限	<input checked="" type="checkbox"/> 調査終了時まで <input type="checkbox"/> 報告書提出時迄 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日まで <input type="checkbox"/> その他
---------	---

6, 秘密の保持

ご依頼に係る委任事項及び業務上知り得たすべての内容については秘守義務を厳守し、第三者に漏洩することは致しません。また、従業する事がなくなった場合にも同様とし、業務委任に係る資料の不正使用を防止するため破棄を含む必要な措置を確実に講じます。

当社は社員に対する守秘義務教育を実施し、秘密厳守に関し徹底しております。

7, 個人情報の取扱いについて

- 「個人情報の保護に関する法律」及び関係法令を順守し個人情報については、ご依頼の委任事項について業務を遂行し調査結果を報告する目的及び、ご依頼事項に係る相談並びに各種提供サービス業務については個別にご了承いただいた目的以外には使用致しません。
- ご依頼に係る個人情報につきましては、法令に基づく正当な要求である場合を除きお客様以外の同意なしに第三者に提供することは致しません。

8, 調査料金の支払時期と方法

- お支払時期は、契約締結時に調査料金(見積)の全納が基本となります。
- 分割による支払い及び実費経費の支払時期、成功報酬金額の支払時期などについては、委任者と当社間において十分な協議検討を行った上で合意した支払期日を調査委任契約書に記載することと致します。
- 分割支払いとしてご契約した場合、残金の支払い時期は報告書提出時にご請求いたします。
- 調査料金のお支払いは日本国通貨による現金若しくは、合意のもとに小切手、手形および信販会社の利用による支払も可能と致します。(信販会社をご利用の場合は、別途信販会社とのご契約によるお支払い方法となります。)

9, 契約解除に関する事項

- 業務遂行中、委任者における対象者の利用個人情報の利用目的(調査利用目的)が、下記に掲げる場合に該当した場合契約の解除とさせていただきます。また、この場合、調査料金等は全額お支払いして頂くとともに、損害賠償などの法的措置を講じる場合もございますのでご了承ください。
 - 調査結果を、犯罪目的及び社会的差別に利用することが判明した場合。
 - ストーカー行為などの規制に関する法律第2条の「つきまとい等」目的、その他違法行為に利用することが判明した場合。
 - 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第1条第2項の被害者の所在の調査の目的その他違法行為である場合。

- 盗聴・盗撮行為の目的、その他違法行為である場合。
 - その他公序良俗に反し各種法令に抵触する可能性がある場合。
- 委任者から契約の解除または中止の要請があった場合は調査委任契約書に記載されている解除手数料を申し受けます。また、調査着手指示がないまま3ヶ月間を経過した場合調査を終了したものとみなし、料金の返還は致しません。
 - 当社の事情や業務の推移状況等により、以後の業務を中止する場合は下記のとおりとします。
 - 着手前及び中止事由が当社側の事情による場合は料金の全額を返還いたします。
 - 中止の事由が公益上或いは天変地異等、止むを得ない事情による場合、中止までの調査料金を当社規定により清算し残金を返還いたします。
 - 行動確認調査において、推移状況(交通情勢・地理的状況等)、対象者の警戒・違反運転により、止むを得ず中止した場合の調査料金は、調査員配置時刻を起算時として考慮したうえで、調査委任契約書にある特記事項に従い決定するものと致します。
 - 所在調査(家出人の搜索を含む)に関しては、調査期間中の調査活動に関係なく対象者の所在が判明した場合は調査終了とみなし、調査委任契約書にある特記事項に従い決定するものと致します。

10, 提供することができる探偵業務の内容

委任契約により収集できる情報、実施できる調査方法、調査体制、調査を実施できる地域の範囲を明確にし、ご依頼に係る特定人の所在または行動についての情報を、面接による聞き込み尾行、張込その他のこれらに類似する方法によりその調査結果を報告するものであり、調査の結果で生じるご依頼人の利益・損得とは無関係です。

11, 業務の委託について

委任を受けた調査業務を遂行するために、その業務が実施される地域などにかかわらず、提示した探偵業務委託提携業者に業務の一部または全部を委託する場合があります。その場合には適切な監督業務を行うことは勿論、委任契約書を準用し、お客様に提供して頂いた個人情報及び業務上知り得たすべての情報について安全管理措置を講じます。

12, 委任業務によって作成または取得した資料の処分

調査結果(対象者の個人情報)を委任者に報告(利用目的を達成)した場合、速やかに対象者の個人情報を破棄致します。但し、委任者と当社において十分な協議のうえで、5項に記載した保存期間のみ保管できることとし、保存期間終了後はシュレッダー等を用いて速やかに廃棄処分いたします。

《受任会社商号または名称、所在地、代表者氏名、届出番号、重要事項説明担当者名》

調査受任者	名称	オフィスワイズ 調査探偵事務所
	所在地	埼玉県桶川市神明1丁目8番31号
	代表者	吉川 祐二
	電話番号	048-778-8987 【担当者 吉川 祐二 印】
	届出番号	埼玉県公安委員会届出済確認書 第43100022号

調査委任契約書

貴社より重要事項の説明を受け十分理解しましたので、契約条項に従い下記調査料金にて調査を依頼致します。

委任者署名欄	氏名	Ⓜ	電話番号		
	生年月日	年 月 日生 (歳)	Eメール		
	住所				
	勤務先		携帯電話		
	調査利用目的		誓約事項		
調査対象者	氏名		フリガナ		
	生年月日	昭和年月日生 (歳)	電話番号		
	住所		携帯電話		
	勤務先		電話番号		
	所在地		役職		
	使用車両	色	車両番号		
	身長・体重	髪型	他の特徴		
調査期間	年 月 日 ~ 年 月 日	報告予定日	年 月 日		
調査料金	円	支払方法	契約時 全額 半額 その他	円	
調査実費	円		着手金	年 月 日	円
消費税	円		残金	年 月 日	円
総合計金額	円		成功報酬	の %	円
契約料金特記事項	※		分割支払	信販会社・自社分割・その他 []	
解約手数料 (違約金)	着手前の場合は総合計金額の % 着手後の場合は総合計金額の % + 実費とします。 調査企画 (調査員の確保、日程の確保、調査機器・車両手配等)、予備調査、調査行為としての待機等は調査着手後とみなします。 調査日時の変更および延期については原則として (日・時間) 前までとし、以後は着手済と致します。				
調査種別	身上・素行・尾行・張込・所在・企業・個人信用・結婚・その他 ()				
調査指定事項					
特記事項					
調査受任者	名称	オフィスワイズ 調査探偵事務所			
	所在地	埼玉県桶川市神明1丁目8番31号			
	代表者	吉川 祐二			
	電話番号	048-778-8987 【担当者 吉川 祐二 Ⓜ】			
	届出番号	埼玉県公安委員会届出済確認書 第43100022号			

調査委任契約書 契約条項

- 1, 本契約は委任者が受任者より重要事項の説明がなされた後、本契約書に署名もしくは捺印した時点をもって締結したものと致します。
- 2, 本契約の締結と同時に「探偵業の業務の適正化に関する法律」によって規定される重要事項説明を受けたことを確認するために重要軸説明書に署名捺印して提出して頂きます。
- 3, 本契約書並びに重要事項説明書その他関連書面は、複写をもって委任者と受任者双方にて保管できるものとします。
(但し、委任者の意向でその一通を手元に保管出来ない理由がある場合は調査完了までの間、受任者においてお預かりする事が出来るものとします。
また、委任者の事情による電話契約などの場合にその一通を委任者に郵送できない事情がある場合も同様と致します。)
- 4, 契約締結後に委任者からの契約解除(着手前・着手後)の申出があった場合または、調査中止の要請があった場合、調査料金の総額(調査料及び調査実費等の総合計金額)に対する解約手数料として調査委任契約書記載の違約金を申し受けます。
但し、委任者の事情で、調査着手指示がないまま3か月経過した場合、調査を終了したものとみなし料金の返金は出来ません。なお、調査方法などに係る調査企画(調査員の確保,日程の確保,調査機器・車両手配等)予備調査,調査行為としての待機等は調査着手後とさせていただきます。
- 5, 契約締結後に、当社の事情や調査の推移状況等により以後の調査を中止する場合があります。
 - ① 着手前及び中止事由が当社側の事情による場合は料金の全額を返還いたします。
 - ② 中止の事由が公益上或いは天変地異等、止むを得ない事情による場合、中止までの調査料金を当社規定により清算し残金を返還いたします。
 - ③ 行動確認調査において、推移状況(交通情勢・地理的状況等)、対象者の警戒・違反運転により、止むを得ず中止した場合の調査料金は、調査員配置時刻を起算時として考慮したうえで、調査委任契約書にある特記事項に従い決定するものと致します。
 - ④ 所在調査(家出人の搜索を含む)に関しては、調査期間中の調査活動に関係なく対象者の所在が判明した場合は調査終了とみなし、調査委任契約書にある特記事項に従い決定するものと致します。
- 6, 業務遂行中、委任者における対象者の個人情報利用目的(調査利用目的)が、下記に掲げる場合に該当した場合契約の解除とさせていただきます。また、この場合、調査料金等は全額お支払いして頂くとともに、損害賠償などの法的措置を講じる場合もございますのでご了承ください。
 - ① 調査結果を、犯罪目的及び社会的差別に利用することが判明した場合。
 - ② ストーカー行為などの規制に関する法律第2条の「つきまとい等」目的、その他違法行為に利用することが判明した場合。
 - ③ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第1条第2項の被害者の所在の調査の目的、その他違法行為である場合。
 - ④ 盗聴・盗撮行為の目的、その他違法行為である場合。
 - ⑤ その他公序良俗に反し各種法令に抵触する可能性がある場合。
- 7, 委任事項及び調査などにより知り得た事実関係については個人情報保護法などを遵守致しますが、委任者におかれましても絶対に口外等はせず秘密を厳守してください。
- 8, 委任者から提出された資料及び情報の過誤が原因で調査目的と異なった結果を生じた場合及び、委任者が当該調査実施において知り得た情報の利用に因る波及効果については、当社は一切その責任を負いません。
- 9, 本契約に関して法律上の問題が生じた場合、当社所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。
- 10, 委任を受けた調査業務を遂行するために、その業務が実施される地域などにかかわらず、提示した探偵業務委託提携業者に業務の一部または全部を委託する場合があります。その場合には適切な監督業務を行うことは勿論、委任契約書を準用し、お客様に提供して頂いた個人情報及び業務上知り得たすべての情報について安全管理措置を講じます。